失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第２７６０号
千葉県千葉市若葉区都賀３―22―９　ヴィラグレイス401
申立人　吉田　美保
本籍茨城県常陸太田市東連地町64番地、最後の住所東京都足立区足立４丁目16番５号グリーンヒル201
不在者　関根　　強
昭和31年10月22日生
届出期間満了日　平成26年10月14日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第３０７６号
埼玉県吉川市きよみ野１―８―14
申立人　桑原　芳枝
本籍石川県白山市源兵島町287番地４、最後の住所東京都足立区千住龍田町６―８
不在者　塩谷　　知
昭和26年10月16日生
届出期間満了日　平成26年10月10日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第４７３３号
長野県長野市稲里町中央１丁目13番18号
申立人　松本　　陽
本籍不明、最後の住所不詳
不在者　清水幸左ヱ門
生年月日不明
届出期間満了日　平成26年10月10日
東京家庭裁判所

平成２６年（家）第５２３４号
新潟県新潟市北区新崎2634番地３
申立人　高橋　孝子
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　高橋　　猛
昭和20年６月３日生
届出期間満了日　平成26年10月24日
新潟家庭裁判所

失踪宣告

平成２５年（家）第２０３号
本籍福島県会津若松市大町１丁目187番地、最後の住所福島県会津若松市大町１丁目４番20号
不在者　小澤　浩文
昭和46年12月23日生
平成26年６月６日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

平成２５年（家）第２７３号
本籍福島県耶麻郡西会津町野沢字鹿島前乙2279番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　三留　卓男
昭和25年３月19日生
平成26年６月７日失踪宣告審判確定
福島家庭裁判所会津若松支部裁判所書記官

平成２５年（家）第２８号
本籍東京都練馬区北町２丁目112番地、最後の住所埼玉県入間市大字小谷田1518番地214
不在者　齋藤　　篤
昭和33年７月21日生
平成26年６月６日失踪宣告審判確定
さいたま家庭裁判所川越支部裁判所書記官

平成２５年（家）第８５０１号
本籍東京都中野区沼袋３丁目319番地、最後の住所東京都中野区沼袋３丁目５番３号
不在者　岩井　サク
大正９年４月５日生
平成26年６月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２４年（家）第１３７９７号
本籍東京都板橋区氷川町25番地、最後の住所東京都板橋区氷川町25番14号
不在者　磯畑　　勇
昭和６年４月４日生
平成26年６月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第８０９７号
本籍東京都大田区仲六郷２丁目40番、最後の住所東京都大田区仲六郷２丁目40番１―204号　メガロン仲六郷
不在者　小泉　敏明
昭和40年３月17日生
平成26年６月10日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２６年（へ）第１号
徳島県三好市井川町辻232番地２
申立人　馬場　康雄
権利の届出の終期　平成26年５月30日
平成26年６月４日　　徳島池田簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　三好市井川町乳ノ久保519番210
山林　1666平方メートル
⑵登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1577号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年５月１日設定
大正９年12月25日譲渡
目的　工作物所有
範囲　山林１反６畝24歩の内南北長30間幅３間実測３畝
存続期間　大正18年４月30日まで
地代　63円15銭
支払期　契約当日
地上権者　徳島市船場町176番屋敷
株式会社徳島銀行
⑷土地　三好市井川町乳ノ久保519番211
山林　1547平方メートル
⑸登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1567号
⑹登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年５月１日設定
大正９年12月25日譲渡
目的　工作物所有
範囲　山林１反５畝18歩の内南北長21間幅３間実測２畝３歩
存続期間　大正18年４月30日まで
地代　89円98銭
支払期　契約当日
地上権者　徳島市船場町176番屋敷
株式会社徳島銀行
⑺土地　三好市井川町乳ノ久保519番212
山林　1547平方メートル
⑻登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1579号
⑼登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年５月１日設定
大正９年12月25日譲渡
目的　工作物所有
範囲　山林１反５畝18歩の内南北長27間幅３間実測２畝21歩
存続期間　大正18年４月30日まで
地代　81円32銭
支払期　契約当日
地上権者　徳島市船場町176番屋敷
株式会社徳島銀行
⑽土地　三好市井川町乳ノ久保519番213
山林　2261平方メートル
⑾登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1578号
⑿登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年５月１日設定
大正９年12月25日譲渡
目的　工作物所有
範囲　山林２反２畝24歩の内南北長60間幅３間実測６畝
存続期間　大正18年４月30日まで
地代　179円96銭
支払期　契約当日
地上権者　徳島市船場町176番屋敷
株式会社徳島銀行
⒀土地　三好市井川町乳ノ久保519番214
山林　1943平方メートル
⒁登記年月日番号　徳島地方法務局美馬支局大正８年７月15日受付第1583号
⒂登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　大正８年５月１日設定
大正９年12月25日譲渡
目的　工作物所有
範囲　山林１反９畝18歩の内南北長23間幅３間実測２畝９歩
存続期間　大正18年４月30日まで
地代　11円20銭
支払期　契約当日
地上権者　徳島市船場町176番屋敷
株式会社徳島銀行